

令和8年度予算案のEBPM「養子縁組民間あっせん機関職員研修事業」

課題データ

特別養子縁組制度は、様々な事情により家庭での養育が困難になったこどもたちに、温かい家庭を与え、かつ、そのこどもの養育に法的安定性を与えることにより、こどもの健全な育成を図るものである。
国においては、こどもまんなか実行計画で年間1,000人以上の特別養子縁組の成立を目指し、民間あっせん機関に対して、効果的な支援体制の構築や職員の資質向上を図るための支援を行う。

事業

養子縁組民間あっせん機関職員研修事業

令和8年度当初予算案：48百万円

公募により選定された民間団体に補助を行い、特別養子縁組等に係る民間あっせん機関において養子縁組あっせんの業務に従事する者には、実父母と養親希望者の事情を考慮し、児童の最善の利益を見通す専門性が求められることから、民間あっせん機関の職員等が受講する研修事業を実施する。

※アウトプット、アウトカムの（）内は直近の実績値

EBPM指標

アウトプット

研修実施回数
2025年度 **11**回（16回）

短期 アウトカム

研修受講延べ人数
2025年度 **430**人（249人）

中期 アウトカム

—

長期 アウトカム

特別養子縁組の成立件数
2029年度 **1,000**件（587件）

目標

こども・若者の権利保障と
その視点の尊重、意見聴取と対話

良好な成育環境の提供

すべてのこども・若者の
健やかな成長の保障

結婚・子育てに関する希望の形成と
その実現を阻む隘路の打破

こども・若者の幸福な生活 / 少子化トレンドを大きく変える / 未来を担う人材の育み